

# 鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領

平成27年6月29日

## 1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

介護保険事業者（地域密着型サービスを含む。以下、「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

## 2 報告の範囲

各事業者はサービス提供により利用者に一定程度以上の傷病又は死亡事故等が発生した場合に、県に対し報告を行うこと。なお、以下のことに留意すること。

- (1) 「サービス提供」とは送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。
- (2) 報告を要するのは、介護事業所において死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故、個人情報の漏えい（疑い含む）等が発生した場合とする。
- (3) 事業者側の過失の有無は問わない。
- (4) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

## 3 報告先

事業所が存在する住所を管轄する鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県中部総合事務所福祉保健局、鳥取県西部総合事務所福祉保健局

東部福祉保健事務所 電 話：0857(22)5164 ファクシミリ：0857(22)5669 中部総合事務所福祉保健局 電 話：0858(23)3120 ファクシミリ：0858(23)4803 西部総合事務所福祉保健局 電 話：0859(31)9314 ファクシミリ：0859(34)1392
---

## 4 報告の書式

別添「介護保険事業者事故報告書」

※個人情報の漏えい事故の場合も、同様式を使用すること。

※保険者への報告様式に、県が求める報告内容全てが含まれている場合は、保険者への報告様式をもって県へ報告を行うことも可能とする。ただし、その場合に、報告書内に事故に関わる個人名が記載されている場合は、当該部分を白塗り等で削除し、報告すること。

## 5 報告の手順

- ①事故後、各事業者は速やかに電話（口頭）又はファクシミリ（文書※様式不問）で報告する（第一報）。
- ②事故処理経過について、電話（口頭）又はファクシミリ（文書※様式不問）で適宜報告する。
- ③事故処理の区切りがついたところで、介護保険事業者事故報告書に記載し、郵送、電子メール又はファクシミリで介護保険事業者事故報告書を送付する。